平成２８年（再イ）第１２号

岐阜県中津川市蛭川5170番地１

再生債務者　糸魚川正道

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月10日

岐阜地方裁判所多治見支部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第２号

平成29年４月５日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 29 年４月 21 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第D174号

２．名称　A&D SCALES CO., LTD.

３．住所　191, Inseok-ro, Deoksan-myeon, Jincheon-gun, Chungcheongbuk-do, 27856, KOREA

４．特定計量器の種類　非自動はかり

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第２号

四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による清算金額の通知について、送付したが書類の受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 29 年４月 21 日

四街道都市計画事業

物井特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

本部長　茂木　貴志

記

１　清算金額通知者

氏名　荻原　米子

住所　千葉県佐倉市南ユーカリが丘２番地１―308号

２　通知内容

清算金額通知書

四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の所有権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

荻原亀太郎

徴収清算金　　金０円

交付清算金　　金1,638,950円

供託すべき金額　金０円

清算金額内訳

従前の土地

町名地番　四街道市物井字小屋ノ内1328

地　　目　墓地

地　　積　89㎡

換　　地

土地区画整理法第91条第４項により金銭清算第104条第１項により消滅

（注意事項）

１　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。

「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。

「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。

２　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。

３　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。

（教示）

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

【連絡先】

〒163―1321　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

販売営業部販売ＣＳ課

ＴＥＬ03―3347―0704

ＦＡＸ03―3347―0485

以　上

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第９号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第２項の規定により、全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路を平成29年３月31日に次のとおり指定したので、公告する

平成 29 年４月 21 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第２項の当機構が指定する高速道路について、その一部を次のとおり変更する。

変更前

一般国道１号	横浜市保土ヶ谷区常盤台17番３から同区藤塚町を経て同市戸塚区上矢部町字坂本2930番３までの区間、藤沢市城南二丁目719番１から茅ケ崎市西久保及び同市柳島を経て神奈川県中郡大磯町東町一丁目1990番１までの区間、同郡二宮町二宮字中向浜94番１から同町山西字浜端107番、小田原市前川字小西343番１、同市酒匂三丁目104番８、同市東町二丁目609番１及び同市南町四丁目を経て同市風祭字塘下157番３までの区間、大津市大江八丁目字惣山117番３から宇治市二尾及び京都府久世郡久御山町大字森小字大内を経て同町大字森小字中内70番２までの区間並びに京都府京都市伏見区向島大黒20番３から同府久世郡久御山町大字森小字北大内及び枚方市長尾台四丁目を経て門真市大字薭島325番１までの区間

変更後

一般国道１号	横浜市保土ヶ谷区常盤台17番３から同区藤塚町を経て同市戸塚区上矢部町字坂本2930番３までの区間、藤沢市城南二丁目719番１から茅ケ崎市西久保及び同市柳島を経て神奈川県中郡大磯町東町一丁目1990番１までの区間、同郡二宮町二宮字中向浜94番１から同町山西字浜端107番、小田原市前川字小西343番１、同市酒匂三丁目104番８、同市東町二丁目609番１及び同市南町四丁目を経て同市風祭字塘下157番３までの区間、大津市大江八丁目字惣山117番３から宇治市二尾及び京都府久世郡久御山町大字森小字大内を経て同町大字森小字中内70番２までの区間、京都市伏見区向島大黒20番３から京都府久世郡久御山町大字森小字北大内及び枚方市長尾台四丁目を経て門真市大字薭島325番１までの区間並びに同市大字薭島325番１から大阪市鶴見区緑地公園566番までの区間